

件名	愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例
主管課	農業経済課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項 農業改良資金通法（昭和31年法律第102号） 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）

【改正の概要】

農業改良資金の貸付事業の終了に伴い、愛媛県特別会計条例の一部を改正する。

【改正箇所】

改正後		改正前	
名称	目的	名称	目的
農業改良資金特別会計	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づいて行う就農支援資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正	農業改良資金特別会計	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）に基づいて行う農業改良資金の貸付事業及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づいて行う就農支援資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正

施行日 平成30年4月1日

【その他参考事項】